

# 大磯町美しいまちづくり条例

## (目的)

第1条 この条例は、大磯町環境基本条例（平成12年大磯町条例第18号）の基本理念にのっとり、町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するため必要な事項を定め、もって地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町の区域内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在するものをいう。
- (2) 事業者 町の区域内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 所有者等 町の区域内において、土地又は建物若しくは柵、塀、門その他これらに類する工作物（以下「その他の工作物」という。）を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (4) 公共の場所等 公園、広場、道路、河川、海岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- (5) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (6) 海水浴場 公衆の海水浴又は遊泳の目的に供するための施設を整備した場所をいう。
- (7) 空き缶等 物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他これらに類する容器をいう。
- (8) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣り糸、釣り針、紙くず、レジ袋その他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (9) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他人が飼育している動物をいう。
- (10) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (11) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。
- (12) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

## (町の責務)

第3条 町は、この条例の目的達成のために必要な施策を策定し、その実施を図るとともに、町民等及び事業者が行う自主的な取組みを支援するよう努めなければならない。

## (町民等の責務)

第4条 町民等は、この条例の目的達成のため清潔ですみよい環境づくりへの意識を高め

るとともに、快適な生活環境の確保に努め、町の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するため町が策定し、又は実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物若しくはその他の工作物及びその周辺の環境美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するため町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(喫煙者の責務)

第7条 何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第8条 町長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 町長は、禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 町長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

4 何人も、禁止区域においては、定められた場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

5 町長は、禁止区域の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(海水浴場での喫煙禁止)

第9条 何人も、海水浴場内では、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。

(空き缶等又は吸い殻等の放置等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所等に空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄してはならない。

(飼い犬等のふんの放置等の禁止)

第11条 何人も、飼い犬等のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(落書きの禁止)

第12条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

(深夜花火の禁止)

第13条 何人も、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所において、発射音、爆発音その他これらに類する通常の燃焼音以外の音を発する花火をしてはならない。

(たんつばの吐き捨て禁止)

第14条 何人も、公共の場所等で、みだりにたんつばをはき捨ててはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 町内において自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により容器入り飲食物を販売する者は、規則で定める回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地の管理)

第16条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地が廃棄物の放置若しくは投棄、樹木、雑草等の繁茂又は害虫等の発生により、周囲に迷惑を及ぼすことがないように、その土地の適正な管理に努めなければならない。

(日常生活に伴う騒音、振動又は悪臭の防止)

第17条 何人も、日常生活において、地域の良好な生活環境を阻害し、不快感を与える騒音、振動又は悪臭による公害を生ずることのないよう自ら配慮し、生活環境の保全に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第8条第4項の規定に違反して喫煙をした者
- (2) 第9条の規定に違反して喫煙をした者
- (3) 第10条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (4) 第11条の規定に違反して飼い犬等のふんを放置し、又は投棄した者
- (5) 第13条の規定に違反して花火をした者
- (6) 第14条の規定に違反してたんづばをはき捨てた者
- (7) 第15条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者

(命令)

第19条 町長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命令することができる。

2 町長は、第12条の規定に違反した者に対して、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(立入調査等)

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者及び所有者等の建物及び土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第7号に掲げる者で第19条第1項の規定による町長の命令に違反した者
- (2) 第19条第2項の規定による町長の命令に違反した者

2 第18条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる者で第19条第1項の規定による町長の命令に違反したものは、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。